

平成19年3月8日（木）

（午前9時32分 開議）

○議長（上田順康君）おはようございます。

ただ今の出席議員数は31人で定足数に達しております。

○議長（上田順康君）これより本日の会議を開きます。

この際、報告いたします。

今回提出された請願は、お手元に配付の請願文書表のとおり1件であります。これを会議規則第134条の規定により、請願第7号 重度心身障害児（者）医療費補助金事業において対象除外の65歳以上新規透析導入患者にも補助金事業の適用を要望する請願については文教厚生委員会に付託いたします。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上田順康君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において10番 霜竹君、22番 阪本君、31番 金山君の3人を指名いたします。

当局より発言の申し出がありますので、これを許します。

企画部長。

○企画部長（吉田長司君）冒頭より失礼いたします。

平成19年度予算説明書及び平成18年度補正予算説明書におきまして、別紙、A4の用紙でお配りしていましたが、この内容につきましては、各ページにおける表のタイトルに誤り

がありましたので、訂正をおおわび申し上げます。

○議長（上田順康君）ご了承願います。

日程第2 議案第17号 橋本市副市長定数条例の制定について

○議長（上田順康君）日程第2 議案第17号 橋本市副市長定数条例の制定について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第17号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第17号 橋本市副市長定数条例の制定について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

生事業基金条例を廃止する条例
について

日程第3 議案第18号 地方自治法の一部
を改正する法律の施行に伴う関
係条例の整備に関する条例の制
定について

○議長（上田順康君）日程第3 議案第18号
地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴
う関係条例の整備に関する条例の制定につい
て を議題といたします。

これより質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）質疑がないようですの
で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となってお
ります議案第18号については、委員会の付託
を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって委員会の付託を省略することに決し
ました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）討論がないようですの
で、討論を終結いたします。

これより議案第18号 地方自治法の一部を
改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に
関する条例の制定について を採決いたしま
す。

本案は原案のとおり決することにご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第19号 橋本市ふるさと創

○議長（上田順康君）日程第4 議案第19号
橋本市ふるさと創生事業基金条例を廃止する
条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

23番 富岡君。

○23番（富岡清彦君）お尋ねをいたします。
これはふるさと創生事業基金を廃止するとい
うことなのですが、そもそもこのふるさと創
生基金については、しっかりとした目的があ
ってつくられたものというふうに認識するわ
けですけれども、そういう点でのこの廃止理
由、どういう目的を持って、どういう成果が
上がったと。それによってこの本条例を廃止
するということかと思うんですが、その点で
説明を求めます。

○議長（上田順康君）企画経営室長。

○企画経営室長（森川嘉久君）この条例につ
きましては、合併後の平成18年3月1日、条
例第86号でお認めをいただいた条例でござい
ますが、目的につきましては、生涯学習振興
に必要な事業、それから自然、文化遺産の継
承や文化の創造に必要な事業に充てるため処
分することができるという目的を持って基金
をつくっておるところでございますが、今回、
その目的につきましては一定の成果を見たと
ころでございますので、今後はこの基金を廃
止いたしまして、その事業等で起債を起し
しておりますので、その起債の償還に充てるた
めに、残高につきましては減債基金条例のほ
うへ積み替えるということで提案をさせてい
ただいておりますのでございます。

○議長（上田順康君）23番 富岡君。

○23番（富岡清彦君）その目的の説明あつた
んですが、具体的にこういう事業に使って、
こういう成果が出ておると。この点、もう少

し詳細に説明いただけますか。

○議長（上田順康君）企画経営室長。

○企画経営室長（森川嘉久君）この基金につきましては、従来から、先ほど申し上げましたような目的の事業に充当してきたわけでございますけれども、ソフト事業、ハード事業いろいろあるわけでございますけれども、過去さかのぼりますと、一番大きなのは花博への出展に関する資金、それからいろいろと細かいソフト事業を、大畑才蔵の全集編さんでありますとか、花と緑のまちづくり事業でありますとか、その他人権啓発、文化講演会、狂言の鑑賞会等々いろんな形で、それから世界リゾート博のだんじり出展事業等にも充当しております。

今申し上げましたのはソフト事業の分でございますが、ハード事業につきましては、一番最近でございますと、東部コミュニティセンターの建設事業、それから南馬場緑地の広場造成事業等に充てておるところでございます。

それから、旧高野口町につきましても同種の基金がございまして、高野口町地域づくり推進事業基金という名称であったわけでございますが、こちらの基金につきましては、特にこの事業というのではなく、一般財源的に活用しておったというふうに聞いております。それを引き継いでおりまして、両方で現在約5億5,000万円程度の残高があるわけでございますが、それにつきましては、先ほど申し上げましたような形で、今後は減債基金のほうへ積み替えをいたしたいということでございます。

○議長（上田順康君）24番 上久保君。

○24番（上久保 修君）この議案第19号で、私もちよっとお聞きしたいんですが、以前も聞いたことあるんですけども、このふるさと創生基金の積み立てに関して、先ほども説明

聞かせていただいていたんですけども、当初の目的を達成したということですが、当初の目的の説明、もう少ししていただきたい。使用されたとかよくわかりますけども、何か僕は聞いているとぼらぼらのような状況になりますし、現在どれぐらいの残高で、その目的に対して創設した当時から年度別にどのような取り組みをされてきたのかということ、僕としては聞きたいんですよ。

以前お伺いしたところ、そのままにしておいたということもありましたし、一時的には六億何千万円ですか。裏へ積み立てて、これに対してこのふるさと創生基金にどのように考えて使われてきたのかなど、僕はそれも不思議でかなわなかったんですけどもね。今回これ、処分するということですので、目的を達成したというのは、僕もちょっともう少し理解できるように説明していただきたいと思うんですけど。

○議長（上田順康君）企画経営室長。

○企画経営室長（森川嘉久君）それでは、参考資料のほうにもつけておるわけでございますが、旧の創生基金条例、旧といたしますか、現在の創生基金条例でございますが、設置目的につきましては第1条で「本市におけるふるさと創生事業に必要な資金を積み立てるため、橋本市ふるさと創生事業基金を設置する」ということになっておりまして、これが目的でございます。

それから、処分、第6条で「市長は次に掲げるふるさと創生事業に係る財源に充てる場合に限り、基金の全部または一部を処分することができる」ということで、1項といたしまして、生涯学習振興に必要な事業、2項といたしまして、自然、文化遺産の継承や文化の創造に必要な事業という処分目的になっております。

ということで、先ほど一部ちよっと紹介を

させていただきましたような形で、平成元年度から現在に至るまで、各いろいろな事業に充当をしてきたわけでございます。ちなみに若干、年度別に詳しく説明をさせていただきますと、平成元年度におきましては、先ほど申し上げました花博関連、あるいは杉村公園の整備に約4,000万円を充てております。それから、平成2年度につきましては、大畑才蔵全集編集等々で356万1,000円、平成3年度につきましては、これも大畑才蔵全集編さん、それから狂言鑑賞会、文化財テクロジー、健康まつり、中将姫旧跡整備事業、市民の憩いの広場整備事業等で3,326万8,000円、平成4年度につきましては、南馬場公園緑地促進事業、市民の憩いの広場整備事業等々で4,280万6,000円、平成5年度につきましては、南馬場緑地広場造成事業、それから橋本市万葉まつり等々で3,228万4,840円、平成6年度につきましては、世界リゾート博だんじり出展事業、南馬場緑地広場整備造成事業等々で3,200万5,000円、それからしばらく事業を休止しておいたわけでございますけれども、平成17年度で東部コミュニティセンター建設事業、地域づくり推進事業等で9,668万400円を取り崩しておるところでございます。

それから、先ほど大変失礼をいたしました。残高につきましては、約5億5,000万円と申し上げましたが、正しくは5億2,000万円でございますので、訂正させていただきます。

○議長（上田順康君）24番 上久保君。

○24番（上久保 修君）濟いませぬ、ちょっと指摘させてください。質問に対する。

○議長（上田順康君）答弁もれ。

○24番（上久保 修君）いいですか。

○議長（上田順康君）はい、どうぞ。

○24番（上久保 修君）当初の目的の説明をしていただいたんですけども、その目的の達成されたという、そういう判断された、その

ことを僕は聞きたいんですよ。6億円ぐらい残っていた分がずっとこれ使われていなかったこともありましたし、当然これ、ふるさと創生基金ということですから、ある程度特定されたことに使われるわけでしょうね。今お聞きしていると、そういうようなことは先ほどの23番議員にも説明されたんでよくわかります。

ただ、こういう基金の取り崩しというんか、をされると、将来このふるさと創生基金、今まで積み立ててやろうとしてきたことが、もうこの時点でおじゃんになってしまうわけでしょう。そやから、その目的を達成されたその理由、何て言うんかな、もうこれで良かったよということのことを僕は聞きたいんですよ。だから、今までやってきた事業はわかりました。それらの多分、そういうふるさと創生にかかったということで理解できるんですけども、あと五億何千万円残して、これでもう達成したから、これ取り崩してほかの目的で使おうかなというのは、ちょっと僕が理解できるように説明してほしいなと思いたので、その点ちょっとお願いします。

○議長（上田順康君）企画経営室長。

○企画経営室長（森川嘉久君）ちょっと答弁がもれておまして申しわけございません。

この事業につきましては、当初から交付税だったと思いますが、国の支援措置がございまして、こういう目的に充てるために毎年度1億円程度の、かなりの額だったと思うんですけども、そういう形で支援措置がありましたので、それに応じた目的の基金をつくったわけでございますが、平成元年度からでございますので、20年近くたってきたということもございまして、今回、先ほど一応目的を達したということは、その時間の経過もございまして、その中でいろいろな事業に活用してきて、残高はかなり残っておるわけでございます。

すけども、現在、財政かなり多端な折から、今後こういう形で事業を進めいくというのも一つの考え方ではございますけども、今までやってきた事業、例えば先ほど申し上げましたハード事業の整備に、これは起債も活用しておりますので、借金返しをしていく必要がございます。その時点で、それぞれ事業をする時点で基金のみを充てておるわけではございませんので、その事業は起債を起こして今も続いておるといふ考え方の中から、その事業を最終的に完成するためには、その起債の償還にこれを回していきたいという考え方でございます。

○議長（上田順康君）24番 上久保君。

○24番（上久保 修君）それでは違う質問させてもらいます。

このふるさと創生基金の、要するに解消して処分されるわけで、あと残っているお金を同じ財布の中に入れてしもうて、今、償還分に使われるということなんですけども、そしてたらあとは、やはり僕らとしたらこれ、一応処分するんですけども、なかなか達成されないような気もするんで、このお金を、あと今説明された中で、どういふような形に残りの分使ってもらえるのかなというのがあるんです。全部その同じ財布になってしもうたら、もうほかへ、これは全部償還分とかいふところらに使うてしまうよということになると、このせつかく積み立てた基金を、何らかの形で、この分はこだけあったけど一部使わしてもらいたいということで処分したわけですから、あと、いろんなこと出てきたときに、これは取り崩したけどもこういうようなとこに使われたということ、そういう考え方は持っておられるのかな。

僕、ちょっと質問おかしいのかもわかりませんが、まるっきりその五億何千万というの、もう一つのあれになってしまうのかな

と。そこら辺僕ちょっと心配してるんやけどね。ゼロに、ゼロカウントにしてしもうて、ほかには使うといふか、僕らとしては希望があるわけですよ。せつかくこういう形のふるさと創生基金ということで、僕も当選さしてもろうてから、ずっとこれお聞きしました。だから、やっぱり6億なんなんとして積み立ててきたといふことで、何らかの形で橋本市がそういう計画をもって積み立ててこられた分ですから、当然、今財政難で、もちろん使っていきたいといふのはよくわかります。ただ、せつかく積み立ててきた分を何らかの形でやっぱり使ってほしいんですわ。やっぱりその残りの分は。いったん財布一つになっても。そういう計画といふんか、持てるのかな。

○議長（上田順康君）企画経営室長。

○企画経営室長（森川嘉久君）議員ご指摘のとおり、この基金については今回で廃止をさせていただくわけでございますので、この基金という形での目的達成といふのは今後ないわけでございますけども、同種の事業につきましては、前にお認めをいただいております、合併特例債を積み立てております地域づくり基金というのがございますので、この基金のほうが若干目的の範囲は広がるわけでございますけども、よく似た目的のところもありますので、同種の事業につきましては、そちらの基金を活用して達成していきたいといふふうに考えております。

○議長（上田順康君）14番 中西峰雄君。

○14番（中西峰雄君）この件につきましてお尋ねいたします。

ふるさと創生基金は目的基金でございましたから、それがハード事業等に使われている分の起債の償還目的の減債基金にするということですけども、じゃあ今までこの事業をされてきた分で、起債の償還に要する金額と、この残額の約5億2,000万円というものとは

一致しとるんかということですね。

厳密、細かなことを言いますと、当然この事業はいろんな補助も使っておりますんで、あるいは交付金算入措置のある事業もあるんでしょうし、その辺の計算はどんな計算でこの5億2,000万円を減債基金のほうに積み替えたのかと。本来で言いますと、今まで打った事業に必要な金額を積んでいくと。積み替ればそれはそれで目的に一致しとるんですけども、そこに金額的に残額と事業に必要な資金等の差が出ているということになってくると、それは特に差が残額のほうは多いんやということになってくると、これを積み替えるというのは、この目的に反するという結果になりますんで、その辺はいかになっているのかをお尋ねいたします。

○議長（上田順康君）企画経営室長。

○企画経営室長（森川嘉久君）ご指摘につきましては、若干その事業だけの償還ということではございません。広く、減債基金でございますので、事業の償還に充てていくという形になるかというふうに思います。

先ほど申し上げましたように、合併特例債につきましても、今回基金を積ませていただいたわけでございますけども、その基金についても特例債でございますので、今後償還が発生してまいります。事業目的は若干広がりますけども、同種の目的ということもございまして、そういうことも含めて、広く減債基金という形で起債の償還に充てる形に積み替えていただきたいということでございますので、ご指摘の点については、厳密に申し上げますと、ふるさと創生事業基金でやった事業の起債の償還のみに充てるという考え方ではございませんので、よろしくお願いたします。

○議長（上田順康君）14番 中西峰雄君。

○14番（中西峰雄君）答弁もれの指摘、答弁

もれといたしますか、きちっと答えていただけてないんで、私は、財布一緒ですので、一緒といえば一緒なんですけど、ふるさと創生基金の目的があつて、その事業に使ってきて、その事業が起債も起こしとるからその起債の償還に充てていくんやという説明を当初されたわけでしょう。違うんですかね。

そうしますと私が聞いとるのは、じゃあふるさと創生基金の事業をしたための事業費の償還の分の、お金に色はついてませんから、広く起債の償還に充てていくという、結果としてはそうなるんやけども、それはちょっとおかしくないですかということ言うもんですよ。ふるさと創生基金は目的基金でしょう。目的基金で、その目的の事業に使った分の償還分があと何ぼあるから、これを取り崩して減債基金に積み替えますよというんなら理屈は通るんですよ。でも、これ、例えば残りの起債償還分、あるいは交付税で算入される分を引いた分、これが3億円しかないとしましようか。3億円しかないとすれば、あとの2億2,000万円というのは目的外使用。目的基金でありながら目的外使用になるんじゃないですかと。だから、あと、この基金で使った起債の償還等の、あるいは交付税で措置されない部分の残額はいくらあるんですかということをきちんと答えてほしいんです。これは答弁もれの指摘ですよ。

○議長（上田順康君）企画経営室長。

○企画経営室長（森川嘉久君）大変申しわけございませんが、先ほど申し上げた事業すべての残高については、ちょっと今のところ資料を持ち合わせてございませんので、後ほどご報告をさせていただきたいと思っております。ただ、考えておりますのは、地域総合整備事業というのが若干あたる場所もございまして、これでいきますと残高が3億2,800万円程度というふうになっております。

ただ、議員ご指摘の点につきましては、そういう考え方でいきますと、ふるさと創生事業基金自体を残しておいて、その使用目的があります、先ほど処分の目的を申し上げましたが、そういう形の限定された中で、その事業の起債の償還についても充てるという考え方でございますので、今回、ふるさと創生事業基金条例の廃止のご提案をさせていただきましたのは、そういう処分の目的を外して、限定された形ではなしに、広く起債の償還に充てたいという考え方のもとで提案をさせていただいておりますので、先ほど基金の今後の見通しについてはご説明をさせていただきましたが、基金条例廃止ということは、限定を外すという考え方になろうかと思えます。

○議長（上田順康君）14番 中西峰雄君。

○14番（中西峰雄君）それやったら当初からそういう説明すべきでしょう。結局、お金が足らんから、このふるさと創生事業基金の金をほかに転用するということですよ。残りの残額も含めて。平たく言えばそういうことでしょう。それはちょっと説明おかしいでしょう。目的があって、目的のためにこの基金条例を制定して基金を積んできましたよ。若干使ってきましたよ、これまでね。今まで使ってきて、まだ残額あるんですけども、これはふるさと創生事業の目的のために使うことはようせんので、この条例を廃止して減債基金のほうに積み替えさせてほしいんですけど、こういう説明をせんとおかしいでしょう。じゃあその差額の二億数千万円、これはふるさと創生事業の目的のために減債基金に積み替えるわけじゃないんでしょう。その説明の、一体どない、当初の説明と今の説明とどない考えておられるんか。もういっぺんきちっと答弁願います。

○議長（上田順康君）企画経営室長。

○企画経営室長（森川嘉久君）ご指摘の点に

ついてはそのとおりかと思えます。先ほども申し上げましたように、ふるさと創生事業基金条例自体を廃止するということは、その目的に使用しないということでございますので、ご指摘のとおりでございます。ただ、今後の、その一定程度の役割を果たしたということの中で、今後もそういう形のものもあるということでご説明をさせていただいたところでございます。

○議長（上田順康君）12番 平林君。

○12番（平林崇行君）今の説明聞いていても、中西議員の。はっきり物事を最後まで言わないと。だめなものはだめ、いいものはいいでやってくださいと、きのう私も一般質問の中で言うたんやけども、じゃあ一つ聞きますよ。まずこれ一個、ふるさと創生って、ふるさと創生はだれがするんですか。行政なんですか、市民の人なんですか。この条例をもとに言うんであれば、そこの言葉の解釈をちょっと教えてほしいんです。まずそれ一点ね。

そして、あと二つ目。事業基金を取り崩す、取り崩すんじゃなく廃止ということは、ふるさと創生はもうしなくていいんですか。5億ながしの、5億2,000万円のあれが残っている。なおかつ、その金がふるさと創生のために役に立つのであれば、だれも文句言わんですけども、こういう事業はもう一切なしにするんですか。廃止ということはイコールそういうことでしょうか。ほかのところにまた持ってくるというけども。

そんなことするんじゃなしに、一般会計から出したら各種団体、いろんな地域で頑張ってくれとる団体、例えばだんじりとか、今度高野口のほうで桜まつりかな。あれらから自然でしょう。ここに書いてある。文化、いろんなことに携わっている人がたくさん橋本市にはいてると思うんですよ、私。そういう人を活気づけるために、まちを活気づけるため

には、そういうのをこっちへ移行してもいいんじゃないですかと僕は思うんですよ。この条例を廃止すること以外に。そういう知恵もあると思うんですけども、一般財源が苦しいのであれば。そういうことをやらんと、いきなり、先ほど中西議員が言われたように、じゃあほんならある程度は借金返済になる。それで、私は市民の人のために積み上げてきたこういう事業がなくなるということは、非常に理解しがたいんです。だから、今言うた二点、先ご答弁願えますか。

○議長（上田順康君）企画経営室長。

○企画経営室長（森川嘉久君）ふるさと創生事業に関しましては、平成元年度だったかと思いますが、先ほど申し上げましたように、国の施策としてこういう形の施策が打ち出されたわけでございまして、それに基づいて、そういう目的のための基金を立ち上げたということでございまして、そのふるさと創生の定義に関しましては、議員ご指摘のとおり、そういう国の目的であったかというふうに思っております。

それから、今後の同種の事業のことでございますけども、先ほどもちょっと申し上げましたように、もう少し幅の広い形で、以前の議会でお認めをいただきました地域づくり基金がございまして、その中で対応していきたいというふうに考えております。

○議長（上田順康君）12番 平林君。

○12番（平林崇行君）話聞いているか。ふるさと創生とはだれがするんですかということをやまず一点聞いたんよ。おれ、二点って聞いたでしょう。簡単にわかりやすう。そのことをこたえてくれたらええんだわ。

それと、あとふるさと創生事業、これ廃止するんであれば、もうこういうことに関しては一切タッチしない事業になるんじゃないんですかということ聞いてるわけよ。

その二点。

○議長（上田順康君）企画経営室長。

○企画経営室長（森川嘉久君）ふるさと創生というのは、議員先ほどからご指摘されておりますように、当然、市民一体となってということでございます。

それから、同種の事業の点につきましては、先ほどからもご説明させていただいておりますように、今までもやっておいた事業の必要性については、それぞれ予算の段階で精査するわけでございますけども、その中で、その財源につきましては、今後地域づくり基金も充てられるというふうに考えております。

○議長（上田順康君）12番 平林君。

○12番（平林崇行君）私これ、ふるさと創生基金の前からのお金の使い方も非常に気に入らんですよ。まあ言うたら、先ほど言いましたけども、東部コミュニティセンター、あれ、ごみ焼却場の遅れの代償でしょう。そんなところに、横に公民館があって同じような規模でつくると。これが市民の人、10人に聞いたら10人とも言いますよ。何でやろって。そういうところへお金を使って、そして今度また、橋本市が財政大変やからこれを廃止する。もう少し知恵使ってほしいなって。

私はきのうも、聞いてました？ 私の一般質問。職員は知恵と汗を絞りなさいと。だからそういうことやと思うんですよ。だから、ここのところもう少し、こういう事業をやっぱり残しておいてあげたい。この名前も。私は市民の人に言うてます。ふるさと創生基金があるから、皆さんふるさとのために頑張ってください。体はボランティアですけども、皆さん楽しいこと一生懸命やって、応援できるお金がありますよ。今おっしゃったように、ふるさと創生、市民の人がつくるまちづくりですわ。この名称を切るだけでも、私は非常に行政にマイナスやと思います。市民の人の

意欲にも。

だから、この辺のことをもう少し判断して、一般から出しているお金があるのであれば、先ほど言うたように、ほんまにふるさとのためにみんな頑張ってくれる諸団体、いろんなところがあるのであれば、こっちのほうに移管してもいいじゃないですか。こういうお金があるから市民の人が頑張れる。自分らも体はただやけども、まちづくりのために頑張ろうやないかと。まちづくり基金もよろしいよ。しかし、ふるさとという名前が入っている以上、私はこういう思いを持ってくれる、こういうのはつぶしたらあかんと思いますけども。一般からこういうの移したいとか、そういうふうな考えもできるんじゃないですかということの、その答弁、できないんですか。

ちょっとその答弁お願いします。

○議長（上田順康君）企画経営室長。

○企画経営室長（森川嘉久君）先ほどからもご答弁させていただいておりますように、この種の目的の事業については、それぞれの時点でするかしないかということは、財政の点もございまして、取捨選択をしながら必要な事業は続けていくというふうになろうかと思っております。

それから、その財源につきましては、地域づくり基金も充てることができますので、もう少し広い形で地域づくり基金という新しい基金が設定されましたので、そちらのほうで対応したいということでもあります。

（「議長、12番。答弁もれ」と呼ぶ者あり）

○議長（上田順康君）答弁もれですか。

○12番（平林崇行君）はい。明確に言います。一般財源でもふるさとのために頑張っている事業があるのであれば、こっちへ移してあげてもいいんじゃないですか。このふるさと創生基金の条例を廃止するより、そういうふうに移管してあげたら一般財源も楽になるから、

そういうことができないんですかということ聞いています。できるかできないか聞いておるんですよ。

○議長（上田順康君）企画経営室長。

○企画経営室長（森川嘉久君）その、移すということの意味がちょっと理解できない。申しわけありません。

○議長（上田順康君）12番 平林君。

○12番（平林崇行君）ほな説明します。例えば、いろんな皆さんが頑張っている、例えばだんじり、先ほど言いましたけど、だんじりで市が補助している分とか、例えばHERA-1でもあれ、地域づくり、歴史文化、そういうのを達成するために皆さんが頑張ってますわね。そういうのに300万円もある。それは一般から出ているから一般財源が苦しくなるんでしょ。だから、それやったらふるさとのためにみんなが頑張っている部分の予算を、一般から出すんじゃないしに、ふるさと創生基金から出してあげましょという形にしたら、一般財源も楽になって、そして市民の人も、こういうふう頑張ったら市の援助もあるんやな、まちのために頑張ったらこういうお金もあるんだなということも、明確にわかるでしょうと言っているんですよ。そういうふうな移し替えは、名目の移し替え、財布の出るところの移し替えは可能なんですか、不可能なんですかということ、私はこれ、残してほしいですからね。そう言うてるんですけども。ご理解できましたか。答弁お願いします。

○議長（上田順康君）企画経営室長。

○企画経営室長（森川嘉久君）十分にご答弁になるかどうかわかりませんが、これ、減債基金のほうへ積み替えるわけでございまして、当然、積み替えることによってこの5億2,000万円については一般財源的な活用ができるということになってまいります。し

たがって、その分、一般財源が余裕ができてくるということでございますので、議員ご指摘のような事業について、間接的ではございますけれども、そういう形の事業ができる余裕ができてくるという形になりますので、一般財源が回り回ってということかと思えますけれども。

○議長（上田順康君）13番 松浦君。

○13番（松浦健次君）今の話で本質的なことは金がないと。金がないから周り見渡したらここに余っとると。こっちをこっちへ持ってこうと。で、当面楽しようと。そういう話でしょう。そういうことをなぜはっきり言わないんですか。今、中西議員が指摘しなかったら、あやふやな形で認めると。ちゃんとした説明をしないで議会を通過したと。後で、説明をきちんとしてないで、追及されたときにこの前の市長みたいに、議会が承認したやないかと。そんなこと、わし、お前らも同じ共同責任やって、そんなうそぶかれても困りますよ。ちゃんと説明すべきはやるべきでしょう。こんな不誠実な話ないですよ。市の基本的な態度をきちんとしてください。市長、どうですか。

○議長（上田順康君）企画経営室長。

○企画経営室長（森川嘉久君）私の説明が大変まずくて申しわけございません。財政状態から言いますと、議員ご指摘の点はそのとおりでございます。一定の目的を達したということで申し上げたわけでございますけれども、現在の財政状況も含めまして、総合的に判断をいたしますと、先ほど申し上げた特例債の基金を新たに昨年度から積んでおりますので、そういう形で同種の事業については今後も可能かという判断で、今回、ふるさと創生事業基金については廃止をご提案させていただいております。

○議長（上田順康君）13番 松浦君。

○13番（松浦健次君）私の今申し上げているのは、正直に実態を言わないで、議会を通りやすいような説明をして、それで後で議会も承認したやないかと、そういうことで共同責任だとうそぶかれるのはかなわんと。だから、実態を説明して、それでこういうふうになってるんだけどどうですか、こうしたいんだと、なぜそれを言わないかと。僕はそういうふうにして、みんなで実態を把握しながら、正確に把握しながら橋本市政を運営していくべきだと思うんですわ。市当局の責任だけでも、議会の責任だけでもなしに、共同責任というんだったらそれを負えるだけの説明と資料を出すべきで、議会通りやすいことでその場を無難にやり過ぎたらいいというような基本的な考えは改めていただきたい。

しかるべき人の答弁をお願いします。

○議長（上田順康君）企画経営室長。

○企画経営室長（森川嘉久君）説明につきまして、大変まずい説明をさせていただきました、それについては深くおわびを申し上げます。

財政状態につきましては、議員ご指摘のとおりでございますので、そういうことも含めまして5億2,000万円については、一般財源、特に減債基金のほうへ回して、一般財源の余裕を持たしていきたいという考え方でございます。

○議長（上田順康君）9番 岡 三郎君。

○9番（岡 三郎君）いろいろ議論してみて、それは結構なことですけども、この基金の今まで使ったの、大分前に花博で、500万円ほどこの基金の中から使うてあると思うんですわ。花博で。それで、私が言いたいのは、その基金は打ち切るんやという説明をしますけど、私一言言いたいのは、そのふるさと創生事業6億円という金、よくテレビ等で過疎化している町とか市が観光客を呼ぶために、二、三

日前のテレビでも250kgという金塊を、観光を呼ぶために6億5,000万円、250kgがね。そういうのを見に来てちょっと手触れてするとか、そういう名所にしてるわけですか。そういう金を使うて。橋本は高野山、高野町が世界遺産になって橋本何にも有名な観光するようなところもない。ただ見に来たの紀の川だけで、汚い紀の川見るだけで、そういった金で将来、50年、100年というそういう名所をつくるという、今まで全然、賢い部長とかここへ座ってるんですけど、そういったこと一つも考えてこない。

例えたら・村市長のとき、地元の有名な人たちが、あの岡、数学先生の勉強室というか本宅をつぶすんやと、新たな家建てるってね。この間も市長とちょっと会話をしましたけど、それは私が一生懸命前の市長と、そのツダという家でしたよ、住んどののがね。息子が結婚するので、新しい家建てるのに機械でつぶしてまうんやと。それが新聞に載って、橋本の団体の人が市長のところに陳情に何回も来ておった。つぶさんといってくれと。どこか移転して何してくれと。有名やから。世界的に有名ですわ、その人はな。

だけど、いまだに、私、それは個人的な財産家の人をお願いして、そのツダさんのところへ前の市長と行きましてね。夜遅くまで。そしたら明日つぶすんやと、機械で。ちょっと待ってくださいということで、そういつてあと杉村公園だの観光バス入るようにして、どこか観光バスの入って名所にしてくださいよと言うて、財産家に頼んで手でつぶすのに350万円要ったんですわ。設計料が40万円と約400万円と要ってるんです。それを、財産家の家の倉庫に預けてあって、つぶして。それももう相手も3年も4年も置いたら邪魔になるからとってくれと言うて、いまだに5年も6年も放ったままや。そこらへ、直してあるら

しいけどね。

人に金かけさせておいて、このふるさと創生基金、こんな何億とあるのやったら建てるの簡単に建てれる。杉村公園でもどこでも。そういったのに一つも使うてない。名所あるもんに一つも使うてない。ほんでなし崩しにしようとしてる、今この議会で。それ、金は個人的に使うのと違うと思うんやけど、それは絶対使えれへんのやけども、そういった橋本に、市役所の担当者が、そういった我々、わしらも年来ても、あんたが年来て定年して、橋本に50年先でもええんよ。100年先でもええ。名所をするという考え、何もなし。今まで私、24年間ここに座っているけど、これやかましいこと言ってる。同僚議員らもわかってると思うんやけどね。そういった金見たいら使うてもええやん。ないないって。ないことあるか、あるんやがな。ふるさと創生事業基金の5億2,000万円残ってる。それはふるさと創生事業基金というのはそういったものに使うように国からもろうてるはずや。よそへ行って研修して来いや。皆そういった名所つくって、観光客呼ぶようにしてんねん。橋本だれが観光来るんですか。一人も来ませんよ、観光なんて。こんな汚いまちだれ来るねん。もと入れてないやん。そういったことにもっと研究して使うんであれば、議会も何も言わないと思うんですよ。

その、先ほど言うた岡さんの建物でも、もうアリ食ってもうてね、腐ってまうわ。それも人が金出したやつは素知らぬ顔してね。やっとあれも話つけてやね、1カ月待ってもうたんですよ。息子結婚するやつ。それ、手でつぶして、難儀して運んで来たったやつ。そんなん5年も何にも手もつけず、そんなので計画立ててるんですか。ちょっとそれだけお尋ねしますわ。将来的にやるんかやらんのか。このふるさとの問題やし、同じことやがな。

それだけ。こういったこと、今後考えてやるんかやらんのか。それだけ一つお尋ねしますわ。ほな、銭みたいの使うと使うまいと自由ですわ。

○議長（上田順康君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）ふるさと創生基金の問題で、いろいろと議論いただいておりますこと、本当にありがたく思っておるわけでございます。ただただ、もう橋本市の財政状況が火がついてきていまして、もう見えてきたということの中から、流用しなければならないという事態に鑑みて、こういうような形で今上程をいたしておるわけでございますので、ご理解いただきたいわけでございますが、特に、岡議員のたつての今のご質問にお答えしたいと思っておりますが、これは私も、名誉市民である岡潔先生の威徳を忍んだ形のものをはりつくっていくべきではないかという基本に立ってございまして、これは議員でも二、三人の方、いろいろ私も相談をしておるわけにありますし、そうしてまた奈良の女子大学とか、九州にそういう多くの岡潔さんの後輩の方もおられるわけでございますが、ある程度の資料を収集してございまして、今度私としましては、できるだけこの371号から数分で来るであろうという、もう目前であろうという感触を持っておるわけでありまして、その場所の適切などころへ、やはり観光バスをとめて、そうしてまたふるさと産品を即売できるようなステージも考えて、そうしてそこへ岡先生の旧居宅を建設していく。

ほんで建設する手法としましては、私、具体的に今考えておるのは、これは金を出して、ふるさと創生事業基金を使って、この何千万円かけてやるんですよというようなことやなくして、やはり私は、これはもう市民総参加で、基礎は原材料だけはやむを得んから市

で出すとしてでも、その基礎の工事が建設業を営んでおる方に頼むとか、無償で奉仕してくれよ。あるいは竹のある方は竹を持ち出しもうて、それをやっぱり中学生らは竹を割って壁すそを全部編んで、みんなが汗をかく。我々も農家の方はそういう土をトラクターで練っていく。それを小学生でも中学生も粗壁はつけていき、壁すそ編みをしながらつけていく、それをうまくアピールして、報道して、私はそれは3年かかってもみんな汗をかいてこれを仕上げしていく。例えば紀美野町の生石高原に膨大がススキがあるもんですから、このススキはダンプカーに3台か4台を運ばなければならない。そういうこともやはり皆ボランティアで、市民が観光バスで行って刈り取りしてもらおうと。それをダンプカーで持ってくる。そういうようにすることが橋本市の大きな、小学校、中学校、青年部、老人会、そうして市の職員、皆さんも、一丸となって仕上げしていくことが、これは岡潔先生も喜ぶであろうし、それがやはり全国的なネットでござ一つと出していく。そのことも非常に大事であるんやないかな。そういう手法ですね。

それで、全体的に申し上げますと、それはその程度の答弁でございますが、やはり事ここまで来てしますと、これは目的、平林議員のことも非常によくわかります。しかし、ほかにもそういう資金の活用とか、あるいは事業手法とか、これは国からも、森安議員の答弁にもさしてもうたような形の中で、いろいろそういうのが次々と出てまいりますし、必ずこれにこだわってどうかと私は考えてないんです。しかし、だから橋本市の名所、旧跡というものを必ずやつくっていくということが非常に大事であるということだけは、私は認識しておるわけでございますので、例えば前にも申し上げたように、今、温泉の掘削してございますけども、ただ温泉の掘削だけ

やって奥座敷、橋本の奥座敷だけで終わるといことは考えてございません。やはりこれにはそういう事業を引っかけて、そうして数千本なり数万本の溪谷美を、紅葉を植えて、関西のほうの最大の紅葉はやっぱり橋本やと、それは時間をかけながらでも植えて、その植えるのも、ただ費用使うて植えるというんじゃないで、やはり私は皆に、市民に希望を募って、1本500円ぐらいで2本以上10本ぐらいをめどに、名前を、ラベルを皆つけてもうて、そうして植え込みも皆奉仕で、地空けはそうはいきませんけれども、そういう市民と行政と共同の中で、それをみんな汗をかいて植えていく。そうしたらまた行ったときにはうちの紅葉大きくなってたなど、管理も場合によってはおろしていく。

そういうことによって関西随一の紅葉の、後からもちょっと私、調査もしておるんですが、案外スギ、ヒノキの林が多すぎるんですな。ほんでこれを無償で出していただけかなということまでもちょっと調査も私なりにしておるんですけども、そういうようにして、ちょっと魅力のある大きなスケールの、九度山の町長とももうなんべんも話し合ってます。丹生川、玉川、うちだけ単独やなくして、九度山、高野下の駅下りたら、もうそこから奥に橋がありますが、筒香へ行くね。あれくらいまでは紅葉の絶え間ないんだというぐらいの、それぐらいの構想を持たなければならぬ。そういうことを感じるわけでございます。

決して今までのふるさと創生基金の使い方が悪いとかということの批判はしてございませんけども、先ほどのご意見からすると、細かいことに非常にいろいろと、それが今南馬場緑地であろうと、いろいろと生かされておるといことが事実でありますので、ひとつこれらにつきましてはお認めをいただいて、

私にお任せをいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（上田順康君）9番 岡 三郎君。

○9番（岡 三郎君）市長の答弁はもう要らんのですけど、要望だけね。それは財政苦しいというのはよくわかるんですわ。ものすごいしんどいと思います。そやけど、この岡さんのやつでも、また岡さんに戻るけど、岡潔さんの、私はそんな頭ええことないけどね、有名な人で、この人ね。世界的にも。数学の先生で。それはとても職員や議員何ぼかかかっていてもね、あかんと思いますわ。そんぐらいの頭ある人ないと思うわ。世界的に偉いんだから。だけど、私思うのは、市長も昔、私市長の西畑においても、カキ畑の中へそれは立派な資料館みたいなのつくって、子どもたちにみな見せてるの、私も中見せてもうた、15年ほど前に。そら立派なことしてる。大分苦労したと思うんですが、いろいろ集めて。

だけど、財政難、これ木下市長も前からこれはせないかんということで、個人的に言うてくれとったんやけど、これは371のだいたい杉村公園のとこの工事出たら、あそこへ道の駅というのかな、市でやって、ふるさとのものを売ったり、観光バスとまるように、例えば杉村公園、あれ5万坪あるんですわ。あれは橋本一番の公園、寄附してもうて、あれね。だから、そういうことはええと思うんで、私、市長、苦しい苦しいと言うんで、こんな有名な人のしよう思ったら議員自らとか、職員自ら寄附集めたらいい。俺、同僚議員らもこれ、皆してくれると思うんよ。ボーナスの1年分なかったと思ってやったら、2,000万円から集まんねん。1回なかったと思ったら。これ、職員の部長クラスやったら、ボーナス皆したら、ほな有名になるわ。新聞に載るわ。そのくらい思い切ったことしたら。そんなもん、3%値下げしてあるんでとかまた議案で言う

けどね。またそれも。それはそんな微々たること、汚いこと言わんと、始末するところ何ぼでもある、私、次の、別にまた言いますわ。

だからそういった考えも、市長先頭に立って、やっぱり議員も寄附してくれよ、岡さんのやつやるときは寄附してくれよと。職員も寄附せえと。そこら箱いっぱい置いておいたらええ。入れてくれるがな、ちやり銭でも。ほんで、何やったら思い切ってボーナスね、夏の分やったら皆もうがさっと寄附したらええやんか。その位の根性なかったら、世の中とおっていかんで。ほんまやで。だから早急に371、できてからやったらまた遅いんですわ。何年でもかかる。できる前から職員一同で皆研究するように要望しておきますわ。私はもうけえへんからね、返事要らんわ。

○議長（上田順康君）33番 森安君。

○33番（森安欣吾君）今ふるさと創生事業基金条例の、この改廃について議題になっているわけですが、その中で自然とか文化遺産の継承ということで、同僚の岡議員のほうから話が出ました岡潔先生のこのことについて、私も深い深い思い入れがありまして、議事録にも何回か、見ていただいたら載っているかと思いますが、私も今期これが最後ですので、申し述べておきますけれども、橋本市議会で、かつて旧の橋本市議会で300万円予算が計上されて、それを承知して、それで成立しておったんです。で、結局何もせずに300万円全部調査費を返還した。重要性を皆認めてかつて予算付けをしながら何もしなかった。

私も奈良女子大に出向きまして、向こうの部長さんにも会わせていただき、いろいろ奔走させていただいて、その原因でスポーツ振興公社主催で岡潔展を開いたと、そういう思い出があります。クジラオカさんのところにも出向きました。いろんなところで家内と二人で奈良のほうへ行ってずっと回らせていただ

いてやってきたんです。ですけども、そうして展示会をして一番遠いところでは千葉県から来られてました。数学がある以上は岡先生のこの関数の研究というのは基礎数学ですから、私ども全然わからん、もう哲学の世界に入るでしょうけど、人類がある以上は数学を無視して何事も進まないと思います。この関数の概念があつてこそ、今日のいろんな科学が発展したという、非常に影響力のある先生で、私どもは直接日常生活にはないですが、やっぱり人類史上の中で数学ということになりますと、そこへやっぱり戻ってきて、非常にオブラートみたいな薄い薄い、本当にこの関心を持たれる方は、専門的に持たれる方は、ほんまにもう薄い、少数の方でしょうけれども、ずっと人類がある以上はこれ継続すると思います。

それだけ影響力のある先生の業績ということは、直接お聞きしましたのも橋本市内にも、この岡潔先生を頼られて、今は大阪市大のもう名誉教授になられていると思いますけど、今吉先生ですかね。今吉先生がこの人の暮らされた場所だということで、ここへわざわざ土地を求めて城山台に家を建てたと。その方と、ある人の紹介でお会いしましてから、これは大阪の土地家屋調査士の方の紹介で同僚だということ、学生時代の。この人からお話を聞いて、改めて岡先生の業績、すばらしさを聞きました。そしてそれから私、こちらの生まれじゃないですから、この周辺の方に、特に紀見周辺の方にお聞きしますと変人ということで、ある人は賢いと言うて、もう非常に業績を残す人で、そういうふうでだんだんと調べてまいりますと、これはやっぱりよそにまねのできない先生が、奈良市と奈良女子大とこの橋本市が顕彰していくには一番適当な場所であろうということで、それで私どもも先輩諸氏が賛同されて名誉市民ということ

で賞を与えられたわけです。

そういうことで、今、岡議員も言われましたけども、岡議員もそのときにツダさんの家を廃屋になる直前で救って、そして一部の方の、岡三郎議員の努力でその人もお金を出してくれて保存したと。その前後に300万円の予算ついたので。何にもせずこれ、流してしまつとるんです。

今、財政当局のほうで、ほかにもこれがあるんで、このまま置いておくというんですが、まあ大変だ大変だと言って、財政破綻でもう言われんでも今期の議会の当初に、市長のほうから12億6,000万円の財政破綻を来して、財源不足であつていろいろなことをやりましたと。次も大変なんだと。ですけれども、大変な中であつたとしても、これだけはやっぱり残しておかなあかんというものはやっぱり残すべきであつて、これはみんなの財産ですから、今、岡さんも言われましたけど、タイミングあつて、こんなもん10年も先になったらまたこれ、木造物件ですからね。ですからもう早急にこれはぜひともそれを起爆剤にして、やはり一つのシンボルというものをつくり上げていくと。

今吉先生言われてましたけども、数学はお金かかれへんと。何も要らんのやと。わしやめたら同僚に言うて、この橋本市で大畑才蔵先生も生まれてはるし、岡先生も、何かちょっと因縁を感じますと。そういう場所やから、数学教室を開いてあげましょと。それが私が橋本市で議員として活動する、岡先生のもとになったわけです。ただ部屋だけがあつて、鉛筆と紙さえあつたらええんですよ、数学は。ほかに何も要りませんと。私どもが教育をしてあげましょと。

かつて、高野山とか何かで関西の数学の総会は全部開いてきたそうです。場所も要りません。飯食えて風呂入れて酒飲めたら、そこ

で夜、気休まるどころあつたら、数学の総会は開けるんです。ですから橋本で開こうと思つても、岡先生のそういう場所があれば、その50畳敷きぐらいあれば、そこで総会が開けるそうです。関西の数学の権威。だから、いろんな意味で活用して、アピールができる。今吉先生が、プロの先生がおっしゃいますんでね。それは孫弟子ですから言われるんです。直弟子は今九州にいらっしゃいます。その先生に教えられたのが今吉先生です。

そういうふうに使われてますので、ぜがひとつも、このふるさと創生事業があつて質問を起こしたわけですから、これを廃止するにあつては、このことは必ず実現するということをお約束いただかなかつたら、わしはちょっとこれ賛成しかねます。廃止に。そういうことで300万円起こしたんですから、それを流してしまつとるんですから。そういうことなんです。しつこく言いますけど、そのことがあつたから300万円組んだんやから、今度はそのことは最低限やりますよと。それだけはお約束をお願いしたいと思います。

どうかよろしくお願いします。

○議長（上田順康君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）岡議員はじめ、森安議員の質問に関連するわけではありますが、そのことにつきましては約束をしまりたいと思います。特に、岡三郎議員、森安欣吾議員が、まだ決定はないですが議員をご勇退される。そういうことに鑑みまして、さっそく皆さん、ご両人さんを中心に、ひとつ前向いて進めていくための組織体をやっぱり学校の代表、広くまたそういう学識の代表の皆さん、当局の者、議会の代表、そういう方で十数人か20人程度で、しっかりとしたそういう岡潔先生の住宅の建設の委員会というものを立ち上げてまいりたい。そういう考えを持ってお

りますので、ご兩人さん、そして以外の皆さん方もご共鳴いただく方はぜひとも入っていただいとすることでお願いを申し上げたいと思いますし、そうしてやはり先ほど十分触れてなかったんですが、せっかく立ち上がった後は、橋本市の数学日本一という、橋本市は何よという数学日本一の生徒づくりという中で、やはりそこで数学の塾を低学年、中学年、高学年、まあ大学とかもあるでしょうけども、そういう人を学校の先生方のNPO何かちゃんと組織を立ち上げて、そして、この週は中学のそういうレベルですよとかというようなことで、そういう塾をやっぱり組み込んでいくということ。そのことによって数学のまち橋本市というものを広く展開していくことも大事であろうと思いますので、よろしくひとつ申し上げたいと思います。そして期間はいつまでとは言えませんが、立ち上げていくということの組織づくりをまず手がけたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（上田順康君）ほかにないようですの

で。

32番 井上君。

○32番（井上勝彦君）ちょっとお尋ねしておきますけど、2点だけお尋ねしておきます。この条例については、合併する以前は、高野口にもまちづくり事業基金条例というのがあって、昨年これ合併して、ふるさと創生事業基金と一緒にになったんかな。一緒にになったんやでな。で、旧高野口町のまちづくり事業推進事業基金条例というものも、合併してふるさと創生事業基金条例になっているけれども、昨年、高野口町まちづくり推進事業について、いろいろ問題が出て、問題が出てということないけども、高野口の公民館建て替えにその事業基金取り崩したんかな。公民館の建設に。それとは別か。それはまあそれやったら

間違いかもわかれへんけども、まちづくり事業基金と合併して、そのまちづくりが事業として一応1年あまり、ちょうど1年ですわな、昨年一緒になって、創生基金の中へ現金、債権、有価証券というのは全部そこへ入ってるんやろ。入ってないん？ 入ってると思うんやけど、その1年を経過したときに、要するに事業そのものが達成したから、もう基金取り崩して使うんやと。やっぱり一言これ言うておかんと、何しとったんよということになるんで、一緒に基金条例を、合流して一緒になって旧の平成元年に橋本市の、名前は違いますが、一応平成3年度にそういうことで一応ふるさとまちづくり事業ということで、旧高野口町とで、二つが一緒になったと。それ全部廃止するんです。1年後に。その説明やっぱりきちっとしておいてもらわんと、何で廃止したんよと。今、先ほど言われていたように、もう一つ、それが一つと、それ、きちっとわかったら、理由わかったらいいんですよ、説明できるから。説明しておいてもうたらええんよ。

もう一つは、これにかわる地域づくり事業として、18年度8億5,000万円、今年も積み立てるといふ説明やったしな。この前は。それはそれで積み立てるんやけど、基金として去年と今年と積み立てんのやけど、その積み立てるやつについて、またこの金ないさかいつて取り崩して達成したんやというようなこと、またなるやらわからんので、その辺のことがないんかということはこの場ではっきり。

いやいや、ふるさと創生基金、これも五億何ぼ残っておって、達成しましたって、一般財源ないから使いますと言うてんのやから、この新しいつくった基金も、そういうことなしに幅広く地域づくりにほんまに使うていくんかどうか。これははっきりしておいてください。

2点。

○議長（上田順康君）企画経営室長。

○企画経営室長（森川嘉久君）高野口町の地域づくり推進事業基金の件でございますけども、ちょっと十分な説明になるかどうかわかりませんが、合併時引き継いでおります、新市に引き継ぎましたのは、残高22万7,492円というふうになっております。議員ご指摘のことがあたるのかどうかわかりませんが、平成16年に7,000万円事業に使っておりますので、集会所等もひよっとしたら充ててあるんかと思えます。

過去の事業の一般財源活用をわかっておる範囲で申し上げますと、平成12年に12億2,280万円、13年に1億8,600万円、14年に5,200万円、平成15年に4,680万円、平成16年に7,000万円ということになっております。失礼しました1億2,280万円です。

それから、今後の地域づくり基金のほうの活用でございますが、これにつきましても、当然地域づくり基金の目的がございますので、それに沿った形で、今後、さまざまな事業が合併のときのまちづくり計画の中でも計画されておりますので、そういう形で目的に沿って、市民の福祉増進に係る有効な事業に使っていきたいというふうに考えております。

○議長（上田順康君）32番 井上君。

○32番（井上勝彦君）合併するとき金額22万何ぼやって言うてますけど、要するにこのまちづくり事業基金というのは、要するにその基金の取り崩しをして、旧高野口町の場合は、皆さんご承知やと思うけども広域の、要するにごみ焼却場の建設その他、いろいろなそういう面を取り崩して、今後のまちづくりのためにということで、やっぱりそういうことも、中にはそういうためのまちづくりの中で取り崩した面も一部あるわけやして。基金をいったん一般財源に移してね。そういうこ

とは、それはやっていることはやってるんやで。それはそれでいいんやけど、先ほど橋本市の議員も言うてましたけど、うちのまちづくり事業の推進、旧のですよ。ふるさと創生と一緒になってるからその名前でええんやけども、駅前周辺の、要するにそういうトイレの建設というんか、そういうのにもまちづくり事業推進のそういう事業として充ててあると思うんやけども、そういうことで中途半端に終わってるわけですわ。いっつも完成してない。やるとすればやっぱりまちづくり事業を、駅前の周辺に事業をきちんとやってこそ達成したということになるので、トイレはつくるけど道はつくってないというのでは、そういう駅前周辺にはいっつも全然使ってないわけでしょう。その辺も聞いておきますよ。

○議長（上田順康君）企画経営室長。

○企画経営室長（森川嘉久君）議員ご指摘の、まちづくり事業というふうに、駅前周辺のことでございますけども、多分これにつきましては、現在国土交通省から交付を受けておりますまちづくり交付金事業でやっておる計画のことかというふうに思います。これにつきましては、国のほうへも地域再生に伴うまちづくり交付金事業として認定を受けておりました、その中で計画を進めておりますので、一部、今、検討の若干見直しのところもございまして、地域交流センターもその中へ含めさせていただいた等の計画もございまして、それにつきましては駅前周辺、旧庁舎跡も含めまして一体の地域活性化という大目的がございますので、その中で計画を達成していきたいというふうに考えております。

○議長（上田順康君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第19号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第19号 橋本市ふるさと創生事業基金条例を廃止する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

この際、11時5分まで休憩いたします。

(午前10時51分 休憩)

(午前11時7分 再開)

○議長(上田順康君)休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、議案審議を行います。

日程第5 議案第20号 橋本市職員定数条例の一部を改正する条例について

○議長(上田順康君)日程第5 議案第20号 橋本市職員定数条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

31番 金山君。

○31番(金山高広君)職員の一部条例を改正ということで、第5階の東病棟開設、さらに将来的には看護体制の基準の格上げで、看護

師及び医師の増加は避けられない。人数は252人を314人ということで、きっちり決めてあるのに、この将来的にというのは、ものすごくあいまいな時間があると思うんです。この説明を見ると、看護師及び医師と書いてあるんですね。また、そしたらこちらの新旧対照表を見ると、市民病院の職員と書いてある。職員というたら看護師と医師だけではないやろう。だからもう少し詳しく説明を。

○議長(上田順康君)病院事務局長。

○病院事務局長(尾崎慶和君)先に、現在の職員数を申し上げたいと思います。19年1月1日付で、医師が37名、看護師が病棟で114名、外来集中室等で49名、それから薬剤師、技師系職員で38名、事務系職員で14名の、職員総数が252名となっております。定数と全く同じでございます。

今後予定しておりますのが、平成19年4月1日付けで医師が、循環器科の医師1名、それから麻酔科の医師1名が増員ということになっております。それと、だいたい7月から10月ぐらいの和歌山医科大学の人事異動で、心臓血管外科医が1名増員される予定でございます。40名というような形になろうかと思っております。それで、5階東病棟を7月1日ぐらいから亜急性期病棟として運用したいと思っております。病棟の看護職員が128名を予定しております。外来集中室等は増員を行わないと。49名でございます。それから薬剤師、技師系職員も38名。それから事務系職員につきましては、次長が昨年7月1日で本庁に異動しております。この補充で1名ということで15名を予定しております。職員総数270名を予定しております。

議員ご指摘の、今後の、その後の19年4月1日以降の状況でございますけれども、基準看護を現在2対1看護、現有で言いますと10対1に当たるんですけれども、それを1.4対1、

平成18年4月1日からの診療報酬改定で新たに加わった制度でございますけれども、その1.4対1、7対1をとっているわけなんですけれども、それをめざしていきたいと。そのためには看護職員を37名程度増員しなくてはならないと。この37名をいつの時期にやるのかということが問題になってこようかと思えます。

今、看護師不足が叫ばれている昨今でございますけれども、それはこの7対1看護を出した新たな施設基準として加わった段階で、各大きな病院が看護婦を募集を始めたということで看護師不足に陥っております。そういう中で、本院も逐一試験をしながら集めてまいりますと、その間、10対1看護の中での基準としてのことになってしまいまして、人件費だけ伸びてしまうと。一気に37名を集めないといけないというようなことで、その時期をいつにするかというようなことになってこようかと思えます。

そういうところで、その内容がちょっと不明確な文書体系になっておりますのが、その時期をいつにするのかと。平成20年4月1日の診療報酬改定を見て、その後の動向を勘案した中でしっかり一気に集めたいというようなことで、ちょっとあやふやな文書内容になっておるといってございまして。それで、最終的には314名程度の職員になろうかと思えます。医師につきましても、あと内科3名、小児科1名、眼科1名、耳鼻咽喉科1名、産婦人科1名、全部で47名の最終的には医師の獲得をめざしたいというようなことございまして。

以上でございます。

○議長（上田順康君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ないようですので、これを持って質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第20号に

ついては、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第6 議案第21号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（上田順康君）日程第6 議案第21号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第21号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより 議案第21号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第22号 橋本市報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例について

○議長（上田順康君）日程第7 議案第22号
橋本市報酬及び費用弁償等支給条例の一部を
改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）質疑がないようです
で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となってお
ります議案第22号については、委員会の付託
を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって委員会の付託を省略することに決し
ました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）討論がないようです
で、討論を終結いたします。

これより議案第22号 橋本市報酬及び費用
弁償等支給条例の一部を改正する条例につ
いて を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

**日程第8 議案第23号 橋本市職員の旅費
に関する条例の一部を改正する
条例について**

○議長（上田順康君）日程第8 議案第23号
橋本市職員の旅費に関する条例の一部を改正
する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）質疑がないようです
で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となってお
ります議案第23号については、委員会の付託
を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって委員会の付託を省略することに決し
ました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）討論がないようです
で、討論を終結いたします。

これより議案第23号 橋本市職員の旅費に
関する条例の一部を改正する条例につ
いて を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

**日程第9 議案第24号 橋本市土地開発基
金条例の一部を改正する条例に
ついて**

○議長（上田順康君）日程第9 議案第24号
橋本市土地開発基金条例の一部を改正する条
例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）質疑がないようです
で、質疑を終結いたします。

ただ今議題となってお
ります議案第24号に
ついては、総務委員会に付託いたします。

日程第10 議案第25号 橋本市公有林野官
行造林管理条例の一部を改正す
る条例について

○議長（上田順康君）日程第10 議案第25号
橋本市公有林野官行造林管理条例の一部を改
正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）質疑がないようですの
で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となってお
ります議案第25号については、委員会の付託
を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって委員会の付託を省略することに決し
ました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）討論がないようですの
で、討論を終結いたします。

これより議案第25号 橋本市公有林野官行
造林管理条例の一部を改正する条例について
を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。